

第3節 消火・救助・救急体制の整備

関係機関	消防本部
------	------

市は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

また、国や府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力に努める。

なお、警察署、消防署、消防団及び自主防災組織等は、防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消防力の充実

本市には、常備消防として和泉消防署、中央消防署、北分署、南分署を配置しており、また非常備消防として消防団本部及び市内に9個の消防分団を配置している。

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設など、総合的消防力の充実に努める。

消防機械及び消防資機材の現状は、資料編に掲載のとおりである。

2 消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

また、河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

なお、本市における消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。

〔参考：消防水利の基準〕

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

（第2項以下略）

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (2) 取水部分の水深が、0.5メートル以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が、0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

第7条 消防水利は常時使用しうるように管理されていなければならない。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少・高齢化社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

(4) 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

(5) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

第2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

第3 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化を推進する。

第4 連携体制の整備

市は、府、和泉警察署、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど消火、救助、救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

資料編	○ 2-8	消防本部・消防団における消防力等の現況
	○ 2-9	消防水利の現況